

警視庁告示第 2,082 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 5 月 22 日

警視総監 筒井 洋樹

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
納入通知書
- 3 公示事項

道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

東京都小平市上水南町1丁目17-7 エヌ・エス・テック小平寮102

南平 源

納入通知書 (納付番号 30-331-260321-203157)

東京都台東区松が谷2丁目25-5-803

MU HONGJI

納入通知書 (納付番号 30-549-260412-402440)

東京都江戸川区興宮町16-5

三川 世龍

納入通知書 (納付番号 30-773-251211-430761)